人事行政の運営等について公表します

問合せ 総務課 職員担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

「神川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等についてお知らせします。制度の公平性・透明性を高め、町民の皆様にご理解をいただくことを目的としています。

1.職員の任免および職員数に関する状況

(１)職員の採用状況(令和４年度)

4名(うち男性1名、女性3名)

(２)部門別職員数の状況

			職員数 令和3年度	職員数 令和4年度	増減数
普通会計	一般行政	議会	2	2	0
		総務	30	30	0
		税務	11	11	0
		労働	0	0	0
		農林水産	7	8	1
		商工	3	3	0
		土木	9	9	0
		民生	30	28	▲2
		衛生	12	12	0
		計	104	103	▲1
	教育		22	22	0
	普通会計計		126	125	▲1
公営企業等会計部門	水道		4	4	0
	下水道		1	1	0
	その他		12	13	1
	公営企業等会計部門計		17	18	1
合計			143	143	0

2.職員の人事評価の状況

(１)評価方法

①能力評価…評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価

②業績評価…職員があらかじめ設定した業務目標の達成度やその他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価

(２)評価期間 毎年4月1日～翌年3月31日

(３)評価結果の活用 被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用

3.職員の給与の状況

(1)職員の平均給与月額、初任給等の状況
(令和4年4月1日現在)

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与(給料と諸手当)月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.8歳	302,800円	335,000円

②職員の初任給の状況

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	188,700円	171,700円	160,100円

(２)職員の手当の状況(令和３年度)

①期末･勤勉手当

ⅰ 1人あたり平均支給額 1,343千円

ⅱ 支給割合 期末手当2.40月分 勤勉手当1.90月分

②退職手当 平均支給額 20,435千円

③諸手当

手当名	支給単価(月額)	支給実績(総額)	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	6,500～10,000円	13,930千円	245千円
住居手当	借家16,000～28,000円	7,181千円	111千円
	持ち家3,500円		
通勤手当	自動車2,000～18,700円	7,080千円	69千円
管理職手当	課長級:53,000円 課長補佐級:35,000円	19,188千円	492千円

(３)特別職の報酬等の状況(令和３年度)

区分		給料月額等
給料	町長	578,400円(減額前723,000円)
	副町長	540,900円(減額前601,000円)
	教育長	508,500円(減額前565,000円)
期末手当	共通	4.30月分 役職加算 15%

※特別職の給料の減額については令和4年2月4日までとなっています。

4.職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(１)年次有給休暇の取得状況

令和３年１月１日から令和３年12月31日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は６日と６時間であり、前年より３時間増加しました。

(２)時間外勤務の状況(令和３年度)

職員1人あたりの時間外勤務 月平均5.2時間

5.職員の分限及び懲戒処分の状況

令和3年度は分限処分（休職処分）、懲戒処分（減給処分）はありませんでした。

6.職員の退職管理の状況

再就職者が就職先である企業等のために現職職員に働きかけを行うことは公務の公正およびこれらに対する住民の信頼を損ねるおそれがあるため、離職後に企業等に再就職した元職員による働きかけが禁止されています。

7.公平委員会の業務の状況

令和3年度において、職員からの勤務条件に関する措置の要求、および不利益処分に関する不服申立ての事由はありませんでした。

くらしの110番「サブスクの契約・請求トラブル」

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

定められた料金を定期的に支払うことで一定期間、商品やサービスを利用できるサブスクリプション（サブスク）。通信販売、特にインターネットでの申込みが多く、気軽な反面、契約トラブルが起きています。

サブスクは一度契約すると解約しない限り自動継続し、利用の有無にかかわらず定額が請求されますが、このような契約内容を十分確認せず申込み、その後利用していないのに請求され、トラブルになるケースがあります。

また、規約などがサイト上のどこに掲載されているか分かりづらいといった問題も見られますが、特定商取引法の改正※により、消費者がサブスクをウェブサイトやアプリで申し込む際、サイト事業者は「最終確認画面」で、契約期間や料金（無料期間から自動で有料プランに移行する時期、支払金額）、解約条件などを分かりやすく表示するよう義務付けられています。

消費者庁

※特定商取引法の改正について詳しくは、消費者庁のウェブサイトや「通信販売の申込み段階における表示についてのガイドライン」を参照してください。

【事例1】

久しぶりにクレジットカードの明細を確認すると、昨年の10月から毎月4千円の請求が続いていた。質問サイトの料金で、初回利用した時は500円だったが、解約手続きをしないと月額4千円の継続契約になるとのことだ。サイト運営業者に利用していないと伝えたが、返金はできないと言われた。

【事例2】

洋服のレンタルサービスをネット検索し、月額1万円でプロがコーディネートした洋服を借りられ、2か月無料というサイトを見つけた。無料の会員登録をすれば特典があるので、登録だけと思い個人情報とクレジットカード番号を入力した。3日後、1年分の料金12万円が一括で引き落とされた。

【消費者へのアドバイス】

①通信販売でサービスの利用契約をする際は「規約」、「特定商取引法に基づく表示」や「会社概要」で事業者の連絡先を、また、申込みを確定する前には「最終確認画面」で契約内容･解約条件を必ず確認しましょう。

②証拠を残すため、契約のきっかけとなった広告と最終確認画面のスクリーンショットを撮りましょう。

③クレジットカード等の決済に関する明細や履歴は毎月確認しましょう。

■困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎188

埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999